

平成28年第2回

甲佐町議会12月臨時会会議録

平成28年12月28日

熊本県甲佐町議会

平成28年第2回甲佐町議会（臨時会）目次

○12月28日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 議案第60号 町長の給料及び旅費に関する条例の一部改正について	4
閉会	12

1 2月28日 (水曜日)

平成28年第2回甲佐町議会臨時会

(第1号)

1. 招集年月日 平成28年12月28日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 12月28日 午前11時00分 議長宣告
1. 閉会 12月28日 午前11時43分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	本田 克典	総務課長	内山 洋
企画課長	西坂 直	くらし安全推進室長	清水 明
税務課長	北畑 公孝	住民生活課長	古閑 敦
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
産業振興課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	本田 克典

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	内 山 洋

1. 開会 12月28日 午前11時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

12番 中 村 幸 男

1番 山 内 亮 一

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第60号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について

1. 議事の経過

開会・開議 午前11時00分

○議長（緒方哲哉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。宮本議員の方から少し遅れるというような連絡が入っております。定足数に達しますので、これより平成28年第2回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、議席に配付のとおりでございます。朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録指名議員は、会議規則第117条の規定により12番中村幸男議員、1番山内亮一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なしと呼ぶ者あり」〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議案第60号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。奥名町長。

○町長（奥名克美君） おはようございます。本日は平成28年第2回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、年末の大変御多用の中に御参集をいただき厚く御礼を申し上げます。提案をいたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、臨時会に御提案をいたしております案件は、条例の一部改正案件1件でございます。それでは議案第60号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は去る12月19日付で行いました職員の懲戒処分に関し、職員の管理・監督責任者であります私と副町長及び教育長について、給料の10分の1を1か月、一月間減額するため、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

御提案いたしております議案については以上でございますけれども、御審議の節は担当課長に説明をいたさせますので、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で町長の、奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第60号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第60号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは議案第60号について御説明申し上げます。

議案第60号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について。町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を、次のように改正することとするものでございます。平成28年12月28日提出、町長名でございます。提案理由といたしまして、町長等の給料を減額するため、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第204条第3項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。町長等の給料及び旅費に関する条例（昭和30年甲佐町条例第8号）の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。第12項。第3条の規定にかかわらず、町長、副町長及び教育長の給料の額を平成29年1月分として支給する給料に限り、711,630円、533,700円及び497,880円とする。附則。この条例は、平成29年1月1日から施行する。

次のページに、現在の条例の町長、副町長、教育長の給料月額について抜粋を載せており

ます。町長の額につきましては、現行で790,700円。副町長につきましては593,000円。教育長につきましては553,200円をそれぞれ10%減額しております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。この問題は職員の不祥事ということで、町長、それから副町長、教育長の減額になっていると思いますが、職員の話と、あと職員のそういった不祥事を前々からあったと聞きますが、もっと早くそういったことが分かれば職員自体も軽減措置があったかと思いますが、そこら辺りはどうなっているのか教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お答えいたします。今回の件につきましては、この問題が発覚いたしましたのは、今年の7月8日に給食会計につきましてはの監査が行われたということで、その時監査をされた監事の方。2名の方ですけれども、関係書類がそろっていないというところで、その旨、教育長の方に報告があったということで。その後、今回の事件が発覚したということでございまして。実際のはっきり分かったのは、その後の調査ではっきり分かったということでございましてけれども、その発端となりますのは7月8日の監査の時ということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。これは40回程と、新聞・資料であったかと思いますが、一度に金額が2百数十万あったと思いますが、その前の段階で監査もあっていると思いますので。そういったことが発見できなかったのか、その辺りはどのようになっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 先程40回とおっしゃったのは熊日の新聞記事のお話でしょうか。熊日では60回というふうに載っておったかと思いますが。回数として引き出されておる回数が60回ということでございますけれども。これが全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、給食会計と甲佐町人権教育推進協議会の会計、2つの会計で平成25年から26年、27年にかけて不正があつておるという状況でございました。それぞれ各協議会、給食会計ともに監査は行われておりますけれども、人推協の方につきましては、監査が行われた時には、書類上は領収書と各通帳等の金額も合っていたということでございます。また、給食会計の方につきましては、それが学期ごとに3回ございますけれども、3学期の監査については行われておらず、次の年度の7月の8日の、先程申しました監査の時に発覚したということでございますけれども、途中で分かった可能性も当然ございました。その分も含めましてですね、当時の担当課長も同じように懲戒処分を行っておるということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） 今、私が40回と言いましたのは、完全に頭の中に入っていないので40回と申しました。どうも失礼いたしました。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。全員協議会の中で一番最後の方にですね、刑事告訴をしないということが出ておりましたけども、その時までにはちょっと私も質問しなかったんですけども、刑事告訴をしなかった理由付けですかね。どのようなことで刑事告訴をしなかったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 今回の件につきましては、私的に流用されて戻入れをされておる額と、横領したまま返ってきてない額がございました。まだ横領した1,105,526円につきましては本人から弁済がされておるということでございまして、その分、また本人も素直に今回の調査行いまして認めておるというところを考慮いたしまして、刑事告訴は行ってないということでございます。ただ、これは刑法上の問題ですけれども、親告罪ではございませんので、例えば警察の方が捜査を行うということであればですね、当然そういうふうな捜査が入るという可能性はございますけれども、町としての告訴は行わないということの決定を先程の理由によりまして行ったところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） そういうことは、ってことは罪を犯しても、じゃあ泥棒がですよ、泥棒、窃盗とか。そういう罪を犯してもお金を返したならば罪はいいということと判断していいわけですかね。なんかそこら辺ちょっとですね、私もちょっと、ちょっと不思議に思いますもんで。どうでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○議長（緒方哲哉君） いいですか。はい。休憩前に引き続き会議を開きます。奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の不祥事については、総務課長を中心にいろんな調査がなされたわけでありまして、その辺で最終的には今、話があったとおりの弁済は一応済んでいるということ。それから調査への協力ということ。それから過去に同じような不祥事も全国の自治体で発生をしております。そういった事例等もですね、参考にさせていただいて最終的に刑事告訴を行わないという判断に至った次第であります。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。じゃあ他の所の自治体とか、そういうのを見合わせながら、どういう判断をしたかということで甲佐町もそのようにやったということですね。他の所と変わりはないということですかね。わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑。2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。2番、佐野です。私も前回のですね、全員協議会の資料との関係なんですけど、この事実概要ということですね。概略的なことがこの中で説明を受けたわけですけど、1,449,124円という前にですね、「約」と書いてあるんですよ。約という

のはおおよそということで、正確でない金額だと思うんですが、こういった意味かということでお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） この流用して戻入れをしておる額の内にですね、一部を本人が流用したというふうに認めておる部分が1件だけございます。その部分が、本人も流用した額をはっきり覚えていないという額で、その分がありますもんですから「約」というふうな数字で金額を出しておるというところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。私的に流用した分が本人がわからないということですが、實際上、通帳と書類等の関係でどれだけ、マイナスなってるかということは分かるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。引き出した、出されておる額は分かります。ただ、その内に一部を流用したということですので、全額流用しておるということであれば「約」は付かなかったかと思えますけれども、その内の一部を流用しましたということ認めておりまして、その額がはっきりしないということで「約」という数字になっております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） どうも納得しないんですけども。だいたい、通帳・口座といわゆる引き落とされた、引き出された金額。そしてまた払い込まれた、金額とかいうことでだいたい正確に出てくるのが本当だと思うんですが。ちょっと別の問題に、ちょっといきたいと思うんですけど。これまでですね、横領事件が今回のみでなくてですね、過去にも起こって、再発防止ということで各種団体の会計処理に関する取扱基準を策定して、チェック体制で指導するというようなお話がありますが、これで横領については起きないシステム、なってますか。どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） もう町としてはですね、もう起きないようにということで対策を講じたところです。その都度、出し入れをする都度、確認をさせるということで現金をできるだけ扱わない。振込を行うと。相手方がどうしても口座を持たないといった時だけはどうしても支払は現金になりますけれども、あとは原則として振込。そして出し入れをする時は必ず担当課長がその都度確認をするということで、ほとんど利用するといったことはできないようになるのかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 一つはですね、チェック体制っていうのが職員のもので、何て言うか、心構えて言うか。そういうようなところで解決できるんじゃないかっていうようなお話なようなところもあると思うんですよ。例えば担当課長がチェックをしたとしてもですよ、それで防げるというふうなお思いでいらっしゃるわけですよね。じゃあ例えば単独でなくて、そんな複数でやったら防げない場合も出てくるんじゃないですか。そういった

ところでは今のお話ではちょっと厳しいような気がするんですよ。やっぱり起こさないようにこう、どういうふうにしていくかということがですね、大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 役場職員が複数、共謀してということであれば恐らくかなりのことも。今、一般会計とか特別会計ございますけれども。そういったところをかなりの人数で共謀して、そして流用しようということになった時に、確かに伝票を起票する者、それを支払を出す者、それが全部共謀しとったら当然、そういうことは不可能ではないかと思えますけれども、通常そういうことはあり得ないというふうに私は考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 何て言いますか。チェック体制のですね、複数化と言いますかですね、やっぱチェックが一段・二段・三段というような感じでですね、やっぱり複数人でチェックをしていくというようなことがですね、私は必要じゃないかというふうに思います。それともしも良ければですね、こういうふう取扱基準を策定ということでもありますので、良かったら私共に資料としてですね、どういうふうなチェック体制をしてるのかということですね、提供頂ければ。どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。それはもうできておりますので、後でお配りをさせていただきますと思います。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ありませんか。7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい。いろいろこう、関連で皆さん御質問なってるようだけど、議案に私は返らせていただきたいと思います。

ここに町長、副町長、教育長の給与の額を云々と書いてあるけど、この。これが1割に決定して1か月ということで決定されてるけども、根拠というか、いろいろと事例もあってこうされておるだろうと思うけど、その辺を少し説明していただだけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 先程、町長の方からもございましたとおり、他町・他自治体、これまでの事例を見ますと大概、不正を働いた職員については懲戒免職の場合の事例をだいたい首長さん方の減給がある場合とない場合がございます。ある場合を見ますとだいたい10分の1の1ヶ月ないしは2ヶ月程度の事例がほとんどでございますので、その事例によって今回提案させていただいたところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 他に。6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） はい、6番。

教育長にお尋ねします。この問題はそもそもですね、職員ばかりでなく人として道徳心に欠けるところが大分あると思います。また、私も小学校・中学校時代には道徳という教育を受けました。また高校では倫理ということを知りましたが、教育長はこういう問題について

どう思われますか。

○議長（緒方哲哉君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい。今回の不祥事については、まさしく人としての道徳心に欠ける行為であるというふうに思います。学校教育の場での道徳教育については、特に道徳の教科化というものが今後出されますので。現在、乙女小学校、道徳教育の研究に指定をされて、あたっておまして、道徳教育の充実というものが大きな課題だというふうに考えております。今後、道徳教育を充実させていきたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ありませんか。宮川議員。

○7番（宮川安明君） いろいろこう、改善策とか。いろいろ総務課長、今申されてますけど。どうでしょうね、そういうこう、今回みたいな事例で通帳等を管理されておる各課それぞれあるところ、多いところも少ないところもあると思うけど、その辺の何ていうかな、見直していうかな。そういうのも必要じゃないかなと思うんだけど、その辺についてはどういうお考えでございますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 町が協議会等の通帳を管理しておるとというのが現在35ございます。その中には今回の分もございますし、他の、その他の各課にまたがっておるわけでございます。この分についてはどうしても町で事務局を持って管理をする必要があるということになりますので、こちらは一般会計、町の特別会計とは違う会計で通帳を管理しておるといようなことになります。この場合は誰かが通帳と印鑑とを管理する必要があるということで、それを今回分けて、通帳は課長が管理し、そして印鑑は担当者が持つと。そして出し入れの時は必ず係長なり課長なりを経由して出し入れを行うと。その都度管理をするということ。それと、また監査を受ける時には一人で受けずに複数人、担当課長も一緒に、担当者と一緒に監査を受ける。と、いようなことで今回の不正対策として、防止として考えておるといところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） いや、考え方は分かるんですけどね、私が言うのは協議会があるなら、その協議会にボンとこう、渡すわけにはいかんのかということです。そしてその後はこっちの方でチェックすればいいんじゃないかなという考えです。通帳と持って云々というのは分かるけど、どうしてもこう、あればそういうことが起きると思うんですよ。35か、あるとおっしゃってるから。こういうのをどこでどう分けるかは分かりませんが、それを少なくすればそれだけで、そういう危険性は少なくなるんじゃないかなという考えだけ。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 本来ならですね、宮川議員おっしゃるように協議会自体で事務局預かっていただいて、その中で出納管理あたりもやっていただくのが一番良いとは思いますが、以前も行革の中でもそういったお話ありましたけども、現実的にそれをじゃあできるかといった場合に、どうしてもやっぱり役場のそれぞれの部署の中で管理せざるを得ないような状況じゃないかなというように思いがするんですよ。だから、もし、その辺で改

善ができるのであれば、協議会の会長さんあたりともいろいろ話をしながら。改善が図れることについては図っていきたいというような思いは持っているところです。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） はい。非常に分かるんですけど。やっぱりそういう方向でですね、やっていただきたいと。協議会ある以上、会長さんもいらっしゃるし組織っていうのがあるんだから、そこはそこできちっとやられた方が私は良いと思う。で、そういう意味で申し上げますのでね。そういう方向性でそういうふうにしていただけないかなということでございます。はい、以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。先程のですね、西坂議員の質問とちょっと関連なんですけども。発覚はですね、7月8日ということで処分が12月19日ですが、5か月ちょっとですね、経過しておりますが結構ですね、期間がたっているような気がします。で、その間のですね、被職さんに対する対応はですね、どういようなのにされてたのかお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 先程おっしゃいますとおり、7月の8日に報告が上がってきて、そして、おかしいんじゃないかということで調査が始まったということでございます。その間は要するに、まず1番目にどういうふうな不適切な部分があるのかというのを全部、通帳から各書類から全部見て、そしてまず、現状をまず把握しなければならないということで、職員の方でそれをまず行いました。そして各種疑問点がいくつも出てまいりましたので、こちらにつきましては、本人に文書で2回にわたって質問状を出して、本人から回答をもらっております。その後、さらに本人から口頭で聴聞会を開催をいたしました。そして本人からの弁明の機会も与える必要があるということで、その聴聞会を開催をいたしました。その後、それを受けまして懲戒等の審査会を開催いたしまして、最終的に処分の答申をですね、町長の方に行ったと。そして町長の方が最終的に処分の決定を行ったということでございまして、どうしてもその間、数か月は必要であったということでございます。内容がはっきりしない状態での処分はできませんので、疑問点についてはすべて調査が済むまで、12月までかかったということでございます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ありませんか。はい、佐野議員。

○2番（佐野安春君） はい。じゃあ大きな疑いがあったとしても普通に仕事をしていいということですね。正確に分かるまではですね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。すべての件でも一緒かと思えますけれども、処分が下

りるまで、普通の犯罪でしたら刑事告訴をされて、収監されて、裁判所の判決が出るまでということかと思えます。それまでは、疑いは当然あるということではございますけれども、本人の不祥事をはっきりしたという段階は処分の日ということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） じゃあ本人から何か申し出的なものは無かったわけですね。自らの、退職するとかいうのは無かったですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） はい。処分までは本人から退職の申し出はございませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 他に。5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） お金を返されたっていうのは7月8日に一番最初、伺ったわけでしょう。もうその時点で、もう返されておられたわけですかね。どうですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 発覚当初は本人もどれだけ自分が流用して、そして横領しておるかということも、本人もすべてを把握していなかったというような状況でございました。で、町の方で、職員の方ですべて調査した結果、はっきりした時点で本人にはその金額を確認させて、そして本人が認めたという状況でございましたので、そのはっきりした時点で金額は本人も把握はしたということかと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） ということは、それはいつ返されたわけですかね。だいたい何月何日ぐらいとかですよ。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 横領しておった金額につきましては、12月の13日に全額弁済されております。

○議長（緒方哲哉君） 他に質疑ありませんか。12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） ただいまですね、それぞれ各議員から今後の対策についてですね、いろいろ意見が出ております。そういう中において総務課長の答弁の中でですね、内部調査、十分された。ただそういう時にですね、やはり監査というのが。代表監査委員と議選監査委員がおるわけですよ。そういう立場の監査あたりに、調査あたりはできなかつたか。それと今後ですね、やはりそういう不祥事をなくすためにはですね、やはり給食センターの管轄外あたりですよ、監査は例月監査、定期監査あたりですよ、そこまで立ち入っていいか。その点もお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○議長（緒方哲哉君） はい。休憩前に引き続き会議を開きます。奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町が補助している補助団体については監査は可能というふうに思いますが、給食センターはちょっとですね、給食費、ここで運営されておるし、ちょっとその辺ができるかどうかについては、ちょっと再度調査をしなくちゃなりませんけれども。その辺をちょっとまた検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（緒方哲哉君） 12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、給食費についても年間4千万ぐらいなると思います。そういう中ですね、確かに給食センターの会計については学校の、中学校含めて校長先生あたりが誰か代表して監事、それとPTAから監査されておるのですよ。私共がですよ、出しゃばっていろいろするわけにもいかないという思いも持っておりますしですね。ただやっぱり今後の防止策としてですね、そういうことまでできるんだったら私達もそこまで立ち入って監査をやらなきゃいかんとか。逆にですね、町民の一部にはですね、監査員がてれっとしとるけんとか、そういうことも聞くわけですよ。だからですね、そこまで私達が立ち入っていいかというようなことも含めてお尋ねしたわけでございますので。今後ですね、防止策、また十分できておるといような総務課長の答弁でしたけど、再度、毎回ですね、やっぱり防止策を十分検討していただくようお願いしておきます。

○議長（緒方哲哉君） 他には質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

○議長（緒方哲哉君） これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。11番、本田議員。

○11番（本田 新君） はい。議案第60号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正についてにつきましては、ただいまの審議の中で職員の不祥事に起因しておるということでございます。どうか町長はじめ全職員におかれましてはしっかりと襟を正して、今後二度とこのような不祥事が起きないようにやっていただきたいと思っておりますこと。また、再発防止策をしっかりと完遂していただいて、二度とこういったことがないようなことを願ひまして本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第60号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について、本案を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長により御挨拶をお願いいたします。奥名町長。

○町長（奥名克美君） 平成28年第2回臨時会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。本日は御提案をいたしました案件につきまして慎重審議の上、原案どおり御議決をいただき誠にありがとうございました。先程から審議の中で、議員各位からさまざまな御指摘、あるいは再発防止に向けてのアドバイス等も承ったところでもあります。今後このような不祥事を二度と引き起こさないよう対策に取り組み、一日も早い町民の皆様方の信頼回復に努めてまいりますので、どうか引き続き町政の発展のために特段の御協力と御指導をいただきますよう心からお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、ただいま可決されました、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正に伴います議案について、このような不祥事が今後起きないように、それぞれが自覚を持ち、再発防止ならびに町民の信頼回復に向けて町政執行に万全を期していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、皆様にはくれぐれも健康に御留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げ、平成28年第2回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 第 2 回 臨 時 会

平 成 2 8 年 1 2 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広

作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン T e l (0 9 6) 2 3 4 - 2 2 0 8

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198